

(仮称) 長崎市三重学校給食センター整備運営事業

実施方針

令和元年6月

長 崎 市

## 目 次

第 1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定及び公表	7
第 2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1.	募集及び選定方法	9
2.	募集及び選定の手順	9
3.	応募者の備えるべき参加資格要件	11
4.	提案書類の取扱い	15
5.	審査及び選定に関する事項	15
第 3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1.	責任分担に関する基本的な考え方	17
2.	予想されるリスクと責任分担	17
3.	本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	17
第 4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1.	立地条件	18
2.	施設要件	18
第 5.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
第 6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1.	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
2.	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	22
4.	金融機関と本市の協議（直接協定）	22
第 7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
1.	法制上の措置	23
2.	税制上の措置	23
3.	財政上及び金融上の支援	23
第 8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1.	議会の議決	23
2.	応募に伴う費用負担	23
3.	本事業において使用する言語、通貨単位等	23
4.	情報公開及び情報提供	23
5.	実施方針に関する問い合わせ先	23

### 資料 1 リスク分担表

## 第1. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

(仮称) 長崎市三重学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

#### (2) 施設の管理者の名称

長崎市長 田上 富久

#### (3) 本事業の目的

長崎市 (以下「本市」という。) では、市立の小中学校において完全給食を実施しているが、調理機器の設置の有無により献立内容に学校間で違いがあること、食物アレルギーへの対応が現行の給食室では困難であること、給食室の多くが老朽化していることなどから、今後の学校給食のあり方を検討する中で、学校給食施設を集約化し、新たな学校給食センター (以下「新学校給食センター」という。) を建設することとしている。

学校給食センターは、高度な衛生管理への配慮を行い、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しても給食提供を行うなど、質的向上を図る一方で、維持管理及び運営経費について効率化を図る必要がある。

そこで、本事業は、新学校給食センターの整備・運営を検討するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。) に基づき、施設的设计業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者へ委ね、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点で施設の維持管理と運営のコストの削減を目指すものとする。

#### (4) 本事業の基本理念

本事業は、新たに一日あたり8,000食(アレルギー対応食150食/日を含む)の調理能力を有する新学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す基本理念を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

##### ア. 安全で安心な給食の安定的な提供

- ・ HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) の概念に基づく「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」の遵守(調理後2時間以内の喫食、ドライシステムの導入、作業区域の部屋単位での区分等)
- ・ 荒天時や機器トラブル等の緊急時においても可能な限りの給食の提供

イ. バリエーションに富んだ適温給食の提供

- ・炊飯設備やスチームコンベクションオープン等を活用した豊富なメニューの提供
- ・高性能保温食缶等による配食・配送

ウ. 食物アレルギーへの適切な対応

- ・専用調理室の設置及び個別容器による配食
- ・除去食及び代替食の提供

エ. 郷土料理等の献立の採用と地産地消の推進

- ・長崎の郷土料理をはじめ、日本各地や諸外国の料理、まつりや年間行事に合わせた献立の採用
- ・安全で新鮮な地元産の水産物・水産加工物・農産物（ながさき伝統野菜など）の積極的な使用

オ. 学校・家庭・学校給食センターが連携した食育の推進

- ・見学施設及び研修室の設置、調理員による講話や栄養教諭等による食育指導、ビデオレターや手紙による交流

カ. 環境対策を積極的に推進するとともに、近隣住宅等への影響に配慮

- ・再生可能エネルギー、省エネルギー設備の設置、廃棄物の減量・再資源化、排出ガスの低減に配慮した配送車の導入及びエコドライブによる給食配送に係る環境対策
- ・騒音・振動や悪臭の発生抑制及び交通事故や交通渋滞への対策

キ. 高品質かつ効率的な施設整備と運営

- ・建設から維持管理・修繕、調理・運営全般に渡るライフサイクルコストの縮減
- ・提供食数及び献立方式に応じた作業空間と機能性の確保
- ・食器・食缶分離配送方式の導入（配送校によっては一括配送）

ク. 災害時における設備の活用

- ・災害時における食料の炊出し及び備蓄が可能な設備の整備

(5) 本事業の内容

ア. 事業予定地

所在地：長崎県長崎市豊洋台2丁目56番地260、261

敷地面積：約7,700㎡

イ. 事業概要

8,000食/日（アレルギー対応食150食/日を含む）の調理能力を有する新学校給食センターの設計・建設及び維持管理・運営を行う。

ウ. 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「事業者」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約により作成された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間中、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

## エ. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 18 年 7 月 31 日までとする。

### (6) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

## ア. 設計業務

- (ア) 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- (イ) 設計業務
- (ウ) 電波障害調査業務
- (エ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (オ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## イ. 建設・工事監理業務

- (ア) 新学校給食センターの建設業務
- (イ) 厨房機器等の調達及び設置業務
- (ウ) 什器・備品等の設置業務
- (エ) 食缶等の調達業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 近隣対応・対策業務
- (キ) 電波障害対策業務
- (ク) 本事業に伴う各種申請等業務
- (ケ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## ウ. 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- (ウ) 什器・備品等保守管理業務

- (イ) 食缶等の更新業務
- (オ) 外構等維持管理業務
- (カ) 環境衛生・清掃業務
- (キ) 警備保安業務
- (ク) 修繕業務（大規模修繕を除く）
- (ケ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## エ. 運營業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 給食調理業務（アレルギー対応食を含む）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 給食配送・食器等回収業務
- (オ) 配送校での給食配膳業務
- (カ) 食器等洗浄・残渣処理等業務
- (キ) 運営備品調達業務
- (ク) 開業準備業務
- (ケ) 献立作成支援業務
- (コ) 食育支援業務
- (サ) 広報支援業務
- (シ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (ス) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

- a. 調理食数の決定
- b. 献立の作成・栄養管理
- c. 食材の調達
- d. 食材の検収（配送校への直接搬入品を除く）
- e. 検食
- f. 給食費の徴収管理
- g. 食器、食具（はし、スプーン及びフォーク）、トレイの調達・更新
- h. 配送校の変更等による調理食数の調整
- i. 食育に関する指導
- j. 広報
- k. 衛生管理業務確認・指導

## (7) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

#### (8) 光熱水費の負担

本事業の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減を可能な限り図るよう業務を実施する。

#### (9) 事業スケジュール（予定）

- ・ 事業契約締結 令和元年 12 月
  - ・ 事業期間 事業契約締結日～令和 18 年 7 月 31 日
  - ・ 設計・建設期間 事業契約締結日～令和 3 年 7 月 31 日
- ※事業者において、建築基準法第 48 条第 3 項ただし書きに基づく許可の手続が必要となる。許可申請や建築審査会の開催時期等については本市建築指導課に確認の上、各種申請手続等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。
- ・ 開業準備期間 施設引渡し日～令和 3 年 9 月 1 日
  - ・ 運用開始日 令和 3 年 9 月 2 日
  - ・ 維持管理期間 施設引渡し日～令和 18 年 7 月 31 日
  - ・ 運営期間 運用開始日～令和 18 年 7 月 31 日

#### (10) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照する。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照する。

#### ア. 【法令・条例等】

- (7) 建築基準法
- (1) 都市計画法
- (ウ) 消防法
- (エ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (オ) 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (キ) 土壌汚染対策法
- (ク) 大気汚染防止法、悪臭防止法
- (ケ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (コ) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (カ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (シ) 電気事業法
- (ス) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- (セ) 騒音規制法、振動規制法
- (ソ) 学校教育法、学校給食法、学校保健安全法、食品衛生法
- (タ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ツ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (テ) 健康増進法
- (ト) 警備業法、その他各種のビル管理関係法律
- (ナ) 労働安全衛生法
- (ニ) 建設業法、その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- (ヌ) 条例等
  - a. 長崎県建築基準条例
  - b. 長崎県環境基本条例
  - c. 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例
  - d. 長崎県福祉のまちづくり条例
  - e. 長崎市景観条例
  - f. 長崎市環境基本条例
  - g. 長崎市環境保全条例
  - h. 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
  - i. 長崎市水道事業給水条例
  - j. 長崎市下水道条例
  - k. 長崎市個人情報保護条例
  - l. 長崎市情報公開条例
  - m. 長崎市火災予防条例
  - n. 長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例
- (ネ) その他関連法令、条例等

イ. 【要綱・基準等】

- (7) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (4) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）



- (ウ) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- (エ) 建築構造設計基準及び同基準の資料
- (オ) 建築設計基準
- (カ) 建築設備設計基準
- (キ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (ク) 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- (ケ) 建築工事安全施工技術指針
- (コ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- (サ) 建設副産物適正処理推進要綱
- (シ) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- (ス) 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- (セ) 大量調理施設衛生管理マニュアル
- (ソ) 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- (タ) 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル
- (チ) 学校給食調理従事者研修マニュアル
- (ツ) 食に関する指導の手引
- (テ) 学校給食における食中毒防止の手引き
- (ト) 学校環境衛生基準
- (ナ) 長崎県環境基本計画
- (ニ) 長崎県地球温暖化対策実行計画
- (ヌ) 長崎県環境物品等調達方針
- (ネ) 長崎市第二次環境基本計画（改訂版）
- (ノ) 長崎市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】 【地域施策編】
- (ハ) その他関連要綱、基準及びマニュアル

## 2. 特定事業の選定及び公表

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

### (2) 特定事業選定の評価

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、可能な限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、公募その他の手続をもって速やかに公表する。また、本事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

## 第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、民間事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、民間事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び本事業の継続性・安定性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

### 2. 募集及び選定の手順

#### (1) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和元年6月24日	実施方針等の公表
令和元年7月中旬	特定事業の選定及び公表
令和元年7月中旬	募集要項等の公表
令和元年7月下旬	実施方針・募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催
令和元年7月下旬	募集要項等に関する第1回質問受付締切
令和元年8月上旬	募集要項等に関する第1回質問・回答の公表
令和元年8月中旬	資格審査に関する書類の提出期限（参加表明書、資格審査申請書等）
令和元年8月中旬	募集要項等に関する第2回質問受付締切
令和元年8月下旬	資格審査の通知
令和元年8月下旬	募集要項等に関する第2回質問・回答の公表
令和元年9月上旬	提案審査に関する書類の提出期限
令和元年9月中旬	提案審査及びヒアリング等
令和元年9月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和元年10月下旬	基本協定の締結
令和元年11月中旬	仮契約の締結
令和元年12月中旬	長崎市議会の議決、事業契約の締結

#### (2) 募集手続等

##### ア. 特定事業の選定及び公表

特定事業の選定を行った場合は、令和元年7月中旬に、本市ホームページで公表する。

##### イ. 実施方針・募集要項等に関する説明会の開催、事業予定地・配送校の見学会の開催

特定事業の選定を踏まえ、令和元年7月中旬に、募集要項等を本市ホームページで

公表するとともに、実施方針・募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会を令和元年7月下旬に開催する。

#### ウ. 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間：募集要項等の公表の日から令和元年8月中旬まで

(イ) 受付方法：第8-5に記載の問い合わせ先に、原則Eメールにより提出すること。

質問への回答の公表方法については、募集要項等において示す。

#### エ. 資格審査及び提案審査に関する提出書類の提出期限

本事業に関する資格審査に関する書類を令和元年8月中旬に受け付け、事業計画等の提案内容を記載した提案審査に関する書類を令和元年9月上旬に受け付ける。

提出の場所及び応募に必要な書類は、募集要項等において提示する。

#### (3) 優先交渉権者の決定及び公表

令和元年9月下旬に優先交渉権者を決定し、本市ホームページで公表する。

#### (4) 基本協定の締結

本市と優先交渉権者は、事業契約の締結に関する基本協定書について令和元年10月下旬までに、速やかに合意する。

#### (5) 公募の中止等

公募の妨害又は、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるときは、公募の執行延期、再公募又は公募の取り止め等の対処を図る場合がある。

#### (6) 優先交渉権者を決定しない場合

本市は、民間事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページで公表する。

#### (7) 事業契約の締結

本市は、事業者と仮契約を締結し、長崎市議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。

### 3. 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

- ア. 応募者は、複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）で参加することとする。応募グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- イ. 代表企業又は構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。
- ウ. 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1 者以上は長崎市内に本店を有する者であること。
- エ. 応募者が、審査の結果、優先交渉権者として決定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、応募グループのうち、最も高い出資割合を負担するものとする。

#### (2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれアからカまでの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。）が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

#### ア. 共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次の(ア)～(ケ)までの要件を全て満たすこと。

- (ア) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (イ) 長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 63 年 12 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿又は長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 55 年 8 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び

長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。

- (I) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者（建設工事に係る有資格業者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。）を除く。）でないこと。
- (オ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (カ) 本事業に係る実施方針策定等支援業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に係る実施方針策定等支援業務に関与した者は、以下のとおりである。
  - a.株式会社 建設技術研究所
  - b.シリウス総合法律事務所
- (キ) 代表企業、構成企業又は協力企業が、他の応募者又は他の応募者の協力企業として参加していない者であること。ただし、給食調理業務を実施する協力企業（長崎市内に本店又は入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者に限る。）として本事業に参画しようとする者は複数の応募者の協力企業となることができる。
- (ク) 代表企業、構成企業又は協力企業の代表者（契約の締結権限を有する受任者を含む。）が他の応募者又は他の応募者の協力企業の代表者として参加していない者であること。ただし、給食調理業務を実施する協力企業（長崎市内に本店又は入札・契約締結権限を委任されている支店等を有する者に限る。）の代表者として本事業に参画しようとする者は複数の応募者の協力企業の代表者となることができる。
- (ケ) PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

#### イ. 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、少なくとも 1 者がいずれの要件にも該当すること。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築

士事務所の登録を受けた者であること。

(イ) 長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(ウ) HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有しているものを配置することをいう。

(エ) 平成 21 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。

#### ウ. 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す(ア)から(イ)までの要件を全て満たすこと。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、建築一式工事を担う者の中から建設業務の代表者(以下「建設代表者」という。)を定めること。建設代表者は、(ア)及び(イ)の要件に該当し、かつ、(イ)の a の要件に該当すること。また、建設代表者以外の企業にあっては、(ア)の要件に該当し、かつ、それぞれの担当工事については、(イ)の要件に該当すること。

(ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、長崎市の制限付一般競争入札発注基準における総合数値が、参加資格要件の確認基準日において、それぞれ次に掲げる点数以上であること。

a. 建築一式工事 1,000 点

b. 電気工事 840 点

c. 管工事 825 点

(ロ) 平成 21 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績を有していること。

#### エ. 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ロ)及び(エ)の要件は、少なくとも 1 者がいずれの要件にも該当すること。

(ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

- (イ) 長崎市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 平成 21 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- (エ) 平成 21 年 4 月以降に着手した公共施設の工事監理実績を有する一級建築士を工事監理者として配置し、工事監理を実施できること。

#### オ. 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、(ア)の要件については、全ての企業が該当し、(イ)の要件は、少なくとも 1 者が該当すること。

- (ア) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 平成 21 年 4 月以降に学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。

#### カ. 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。なお、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、給食調理業務を行う企業は、(ア)から(ウ)までの要件のいずれにも該当し、その他の業務を行う運営企業にあつては、少なくとも(ア)の要件に該当すること。

- (ア) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されていること。
- (イ) HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績若しくはドライシステムの学校給食施設の運営実績を有していることをいう。

- (ウ) 給食調理業務を行う者については、平成 21 年 4 月以降において、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）が適用される 1 回 300 食以上の学校給食施設調理業務の実績を有していること。

#### (3) 特別目的会社（SPC）の設立等

応募者が、本事業の優先交渉権者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業の実施のために代表企業及び構成企業の出資により SPC を長崎市内に設立することとする。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。



(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受け付けした日とする。

(5) 応募者の失格

ア. 5 (2) に記載の（仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会の委員の公表日以降において、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は失格とする。

イ. 参加資格確認後、事業者の決定までの期間に応募者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

4. 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

民間事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	応募資格に関する審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(2) （仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会の設置

民間事業者の選定に当たり、学識経験者等で構成する（仮称）長崎市三重学校給食

センター整備運営事業受注者選定審査会（以下「受注者選定審査会」という。）を本市に設置する。受注者選定審査会は、応募者から提出された提案の審査を行う。

なお、受注者選定審査会の委員は、決定後速やかに公表する。

### 第3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本市が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

#### 2. 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料 1 に示す「リスク分担表」のとおりであるが、詳細については、事業契約書（案）において定めるものとする。

#### 3. 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

##### (2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

##### (3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

##### (4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、サービスの対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

#### 第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1. 立地条件

新学校給食センターが立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

(1) 事業予定地：長崎県長崎市豊洋台2丁目56番地260、261

(2) 敷地面積：約7,700㎡

(3) 地域地区等：ア. 用途地域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率150%）

事業者において、建築基準法第48条第3項ただし書きに基づく許可を受ける必要がある。

イ. 防火地域・準防火地域の指定なし

建築基準法第22条に基づく指定区域

ウ. 建築基準法第56条の2に基づく日影による高さ制限は、同法別表第4 2 (に) (2)による。

エ. 事業予定地は、「サンコート豊洋台地区計画」が定められている。

地区の細区分は定められていないため、用途地域以外に特に用途制限はないが、地区整備計画に適合している旨の届出を、建設工事の着工の1か月前（建築確認申請の前）までに、本市都市計画課へ提出する必要がある。

オ. 長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例第4条ただし書きに規定する許可は必要ない。

(4) 接続道路：南側道路（幅員約6m）

(5) 給排水：上水については、開発行為の同意書に基づき、開発負担金について本市上下水道局事業管理課と協議が必要である。給水設備については、南側道路の配水本管（φ150）より引き込むこと。また、配水本管（φ150）より敷地内まで引き込む整備工事（加入金等を含む）は事業者で行うこと。上水接続計画については事業者の提案とするが、受水槽を設置すること。

汚水については、下水道事業計画区域に含まれるが、汚水管が当該地前面道路に布設されていないため、本市にて汚水管の延伸を行う。汚水管の延伸の概要については、本市上下水道局下水道建設課と協議を行うこと。

また、雨水は下水道事業計画区域外であり、雨水を道路側溝に排水する場合は、別途道路管理者と協議を行うこと。

(6) 都市ガス：西部ガスにより事業予定地の南側道路まで敷設予定である。

(7) その他：周辺道路との高低差があるため、進入路を整備するための造成工事が必要である。また、事業予定地への進入は、南側道路からとする。

事業予定地内への進入路の整備に際して、1m以上の切り土を行う場

合、敷地面積の20%以上かつ1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。また、開発許可に該当しない場合でも、擁壁の築造については、進入路着工前に工作物の建築確認申請が必要である。

## 2. 施設要件

### (1) 基本的考え方

新学校給食センターについては、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCPに対応した設備の配置を基本とする。

### (2) 調理能力

8,000食/日（アレルギー対応食 150食/日を含む）

### (3) 献立方式

2献立制、副食3品とする。アレルギー対応食は、「除去食」を基本とし、対応するアレルゲンは、原則として、「鶏卵（ウズラの卵を含む）、牛乳、えび、かに、いか、たこ、ピーナッツ、木の実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ）、そば」とする。なお、運用開始後半年を目途に代替食の提供も行うことを予定している。また、150食/日の範囲内で対応アレルゲンを追加することも想定している。

### (4) 施設形態

- ア. 給食エリアは、ドライシステムを採用する。
- イ. アレルギー対応食専用の調理室及び調理機械・器具（炊飯機器を含む）を設置する。
- ウ. 炊飯設備を設置する。

### (5) 食缶

- ア. 食缶は、65℃以上又は10℃以下を2時間以上保持できる機能を有する高性能保温食缶とする。
- イ. 食缶は、配送車が敷地内の専用車両等通路などの縦断勾配が急な箇所を通行することや、児童生徒が階段により教室に運ぶことを考慮した仕様とする。

### (6) 配送方式

- ア. 配送方式は食器食缶分離配送方式を基本とし、配送校によっては一括配送

とする。

イ. 調理済み食品は、調理後 2 時間以内に児童生徒が喫食できるよう配送することを原則とする。

(7) 洗浄・消毒・保管

食器及び食缶等の洗浄・消毒・保管にあたっては、作業の合理化、効率化の観点を踏まえるものとする。

(8) 施設機能

新学校給食センターの概要は以下を参考とし、詳細については、要求水準書において提示する。

ア. 給食エリア

区分 区域	室名
汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食材搬入用プラットホーム</li><li>・ 荷受室 (①野菜、②肉・魚類、③米、④調味料・乾物・その他)</li><li>・ 検収室 (①野菜、②肉・魚類)</li><li>・ 食品庫・調味料庫</li><li>・ 調味料計量室</li><li>・ 物品倉庫</li><li>・ 冷蔵庫 (室)</li><li>・ 冷凍庫 (室)</li><li>・ 野菜類下処理室 (根菜類、葉物類、果物類のレーン設置)</li><li>・ 肉・魚類下処理室 (割卵機設置)</li><li>・ 器具洗浄室 (①野菜、②肉・魚類)</li><li>・ 運搬用カート等洗浄コーナー</li><li>・ 油庫</li><li>・ 米庫</li><li>・ 可燃物庫・不燃物庫</li><li>・ 食器具・食缶等、コンテナ回収用風除室</li><li>・ 残渣処理室</li></ul>

区分 区域	室名
非汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揚物・焼物・蒸し物室</li> <li>・ 煮炊き調理室</li> <li>・ 和え物準備室</li> <li>・ 和え物室(冷蔵庫(室)付き)</li> <li>・ 炊飯室</li> <li>・ アレルギー専用食調理室</li> <li>・ 配送用風除室</li> <li>・ 容器・器具・運搬用カート等洗浄室</li> <li>・ コンテナ室</li> <li>・ 仕分室・前室(直接荷受けできること)</li> </ul>
その他の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染作業区域前室</li> <li>・ 非汚染作業区域前室</li> <li>・ 調理従事者用更衣室(男女)</li> <li>・ 調理従事者用トイレ</li> <li>・ 備蓄庫</li> </ul>

イ. 一般エリア

区分 区域	室名
市専用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員用事務室(10名程度利用を想定)</li> <li>・ 給湯室(コーナーでも可)</li> <li>・ 書庫</li> <li>・ 倉庫</li> <li>・ 市職員用更衣室</li> <li>・ 市職員用トイレ</li> </ul>
事業者専用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者用事務室</li> <li>・ 書庫</li> <li>・ 倉庫</li> <li>・ 事業者用更衣室</li> <li>・ シャワー室</li> <li>・ 洗濯・乾燥室</li> <li>・ 休憩室</li> <li>・ 事業者用トイレ</li> </ul>
共用部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多目的研修室(40名程度が使用。調理実習スペースも確保)</li> <li>・ 見学通路(40名程度が見学)</li> <li>・ 玄関</li> <li>・ 来客用トイレ</li> <li>・ 多目的トイレ</li> </ul>

第5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議する

ものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約書に定める。

### 1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2. 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

### 3. 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。

### 4. 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市で協議し、直接協定を締結する。



## 第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、本市はこれを無償で使用させる。  
また、本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

### 2. 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

### 3. 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

## 第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

本市は、債務負担行為に関する議案を平成 31 年 2 月長崎市議会定例会に提出し、市議会において可決された。また、契約に関する議案を令和元年 12 月長崎市議会定例会に提出する予定である。

### 2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

### 4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。

### 5. 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

長崎市教育委員会 学校教育部 健康教育課

住 所：〒850-8685、長崎県長崎市桜町 2 番 22 号（長崎市役所本館 4 階）

電 話 : 095-829-1197

FAX : 095-829-1298

E メール : [kenkoukyouiku@city.nagasaki.lg.jp](mailto:kenkoukyouiku@city.nagasaki.lg.jp)

本市ホームページアドレス :

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/529002/index.html>

資料 1 : リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政リスク	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクに含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクに含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		●
11		上記のうち、本市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		●
14	共通 住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	●	
19		維持管理、運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定する。		●
20	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運營業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
21	環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
22	物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加		●
23		維持管理・運営期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	●
24	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
25		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
26	不可抗力リスク	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
27	募集・契約段階	公募関連書類の誤り	●		
28		募集費用リスク		●	
29		資金調達リスク	本市が必要な資金の確保に関するもの	●	
30			契約段階での資金調達の不調		●
31		契約締結リスク	本市事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
32			事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●
33	設計・建設段階	測量・調査リスク	本市が実施した測量・調査に関するもの	●	
34			事業者が実施した測量・調査に関するもの		●
35		設計リスク	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
36			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
37		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
38		土地の瑕疵	土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
39		工事費用増大リスク	建材費や人件費等の上昇	▲	●
40			事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
41			提示条件の誤りや追加指示など、本市の事由による費用の増大	●	
42		工期遅延リスク	本市の事由による工期の遅延	●	
43			事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		●
44		施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
45			本市の事由による施設の損害	●	
46		施工管理リスク	工事監理の不備によるもの		●
47	一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●	
48	譲渡手続リスク	施設譲渡の手続に伴う諸費用に関するもの		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
49	維持管理・運営費用 上昇リスク	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・ 運営費用の上昇(物価変動は除く。)		●
50	支払遅延リスク	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
51	計画変更リスク	本市の事由による事業実施条件の変更	●	
52	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
53		本市の事由による施設の損害	●	
54	施設瑕疵リスク	施設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
55	施設譲渡リスク	本市に施設・設備を譲渡する際に、給食サービスが継続可能な 状態にするための費用		●
56	異物混入リスク (食中毒リスク)	本市が実施する業務に起因するもの	●	
57		事業者が実施する業務に起因するもの		●
58	アレルギー対応リス ク	本市が実施する業務に起因するもの	●	
59		事業者が実施する業務に起因するもの		●
60		突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による場合)	●	
61	配送遅延リスク	本市の責めによる配送の遅延等により本市及び事業者に生じた 増加費用の負担	●	
62		事業者の責めによる配送の遅延等により本市及び事業者に生じた 増加費用の負担		●
63	運搬費用増大 リスク	配送対象校の変更等に伴う運搬費用の増大	●	
64		物価変動、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●
65	食器等破損リスク	本市が実施する業務に起因する食器等の破損	●	
66		事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		●
67		学校、児童生徒に起因する食器等の破損	●	
68	事業の中断 リスク	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
69		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
70		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
71	性能リスク	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		●
72	事業の終了手続 リスク	事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害		●

●は主分担、▲は従分担を表す。